151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.843
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.806
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.779
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.758
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.741
301 ≦ i のとき　0.691

n　利用定員の最大値

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.094 ＋ 0.906 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　六十五歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.86）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b × c

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

c が 1.279 を超えるときは 1.279 とする。

算式の符号

a　合併関係市町村の人口

b　当該合併関係市町村の人口に別表第１(2)に定める経常態容補正Ⅱの合併関係市町村の人口段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

c　平成 30 年４月１日現在における市町村役場（指定都市にあつては、区役所とする。）の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村

151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.843
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.806
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.779
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.758
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.741
301 ≦ i のとき　0.691

n　利用定員の最大値

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.096 ＋ 0.904 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　六十五歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.78）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額に 3 分の 2 を乗じた数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

算式の符号

a　合併関係市町村の人口

b　当該合併関係市町村の人口に別表第１(2)に定める経常態容補正の合併関係市町村の人口段階による補正率のＡに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を合併関係市町村の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）